

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】水道課 水道経営係、下水道課下水道経営係

個人情報ファイルの名称	水道料金システム	
行政機関等の名称	袋井市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	環境水道部水道課、下水道課	
個人情報ファイルの利用目的	水道料金、下水道使用料及び農業集落排水処理施設使用料の請求に係る事務を行うため。	
記録項目	1 お客様番号、2 設置場所、3 住所、4 氏名、5 電話番号、6 送付先、7 開栓日、8 閉栓日、9 納入方法、10 銀行口座情報、11 メータ番号、12 口径、13 用途、14 使用水量、15 料金、16 検針、17 調定状況、18 収納状況、19 発行状況、20 折衝記録、21 メータ交換情報	
記録範囲	上下水道、農業集落排水施設使用者	
記録情報の収集方法	本人又は代理人	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 袋井市総務部総務課	
	(所在地) 〒437-8666 袋井市新屋一丁目1番地の1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	☐ 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当する ファイル ☐ 有 ☒ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

更新日：2026年4月1日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】水道課水道経営係、下水道課下水道経営係

個人情報ファイルの名称	口座振替依頼書（水道料金及び下水道使用料関係）	
行政機関等の名称	袋井市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	環境水道部水道課、下水道課	
個人情報ファイルの利用目的	水道料金及び下水道使用料の口座振替に係る事務を行うため。	
記録項目	1 住所、2 氏名、3 口座情報	
記録範囲	上下水道使用者（口座振替利用者）	
記録情報の収集方法	本人又は代理人	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）袋井市総務部総務課	
	（所在地）〒437－8666 袋井市新屋一丁目1番地の1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	☒ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
行政機関等匿名加工情報の概要	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	（実施なし）	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	（実施なし）	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

更新日：2026年4月1日

個人情報ファイル簿（単票）

【課名・係名】水道課水道経営係、下水道課下水道経営係

個人情報ファイルの名称	給水届	
行政機関等の名称	袋井市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	環境水道部水道課、下水道課	
個人情報ファイルの利用目的	水道料金及び下水道使用料の請求に係る事務を行うため。	
記録項目	1 使用開始・中止・名義変更日、2 場所、3 氏名、4 生年月日、5 今までの住所・これからの住所、6 届出者、7 支払方法、8 自治会、9 お客様番号、10 水道メーター位置、11 水道メーター（口径・番号）、12 指針、13 種別、14 下水道接続の有無	
記録範囲	上下水道使用者	
記録情報の収集方法	本人又は代理人	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 袋井市総務部総務課	
	(所在地) 〒437-8666 袋井市新屋一丁目1番地の1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☐ 法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）	☒ 法第60条第2項第2号（マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル ☐ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(実施なし)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	—	
備考		

更新日：2026年4月1日